

○水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（昭和五十年千葉県条例第五十号）（第一条関係）

（公布日施行）

改正案

現行

（上乗せ基準の適用）

第五条 別表第二に定める上乗せ基準は、次の各号のいずれかに該当する特定事業場について適用する。

一 略

二 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第六十四号の二、第六十八号の二、第六十九号の二若しくは第七十一号の三から第七十一号の六までに掲げる特定施設又は湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設を設置する既設の特定事業場

三 略

2 略

別表第二（第四条）

略	有害物質の種類	許容限度
---	---------	------

備考

一 略

二 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設（同表第七十号の二に掲げる特定施設を除く。）及び平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一第七十号の二に掲げる特定施設

2・3 略

別表第三（第四条）

（二）第一種水域

略	項目 業種又は施設	許容限度	
		既設の特定事業場	新設の特定事業場
		新設の特定事業場	

（第一条関係）

（公布日施行）

（上乗せ基準の適用）

第五条 別表第二に定める上乗せ基準は、次の各号のいずれかに該当する特定事業場について適用する。

一 略

二 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第六十四号の二、第六十八号の二、第六十九号の二、第六十九号の三若しくは第七十一号の三から第七十一号の六までに掲げる特定施設又は湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設を設置する既設の特定事業場

三 略

2 略

別表第二（第四条）

略	有害物質の種類	許容限度
---	---------	------

備考

一 略

二 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

1 平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一に掲げる特定施設

2・3 略

別表第三（第四条）

（二）第一種水域

略	項目 業種又は施設	許容限度	
		既設の特定事業場	新設の特定事業場
		新設の特定事業場	



項目	(二) 第二種水域		クロム含有量	溶解性マンガン含有量	溶解性鉄含有量	銅含有量	業種又は施設	
	略	略					略	略
許容限度			浄水施設及び水産物卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設	浄水施設及び水産物卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設	浄水施設及び水産物卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設	浄水施設及び水産物卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設	略	に下水道排水量が五十立方メートル以上のもの
			一	五	五	一		二
			〇・五	一	一	一		

項目	(二) 第二種水域		クロム含有量	溶解性マンガン含有量	溶解性鉄含有量	銅含有量	業種又は施設	
	略	略					略	略
許容限度			浄水施設、水産物中	浄水施設、水産物中	浄水施設、水産物中	浄水施設、水産物中	略	卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設
			一	五	五	一		排水量が五十立方メートル以上のもの
			〇・五	一	一	一		



鉻含有量	略	溶解性マンガン含有量	略	溶解性鉄含有量	略	銅含有量	略	浄水施設及び水産物	排水量が五十立方メートル未満のもの	三
								浄水施設及び水産物	排水量が五十立方メートル以上のもの	二
クロム含有量	略	溶解性マンガン含有量	略	溶解性鉄含有量	略	銅含有量	略	浄水施設及び水産物	排水量が五十立方メートル未満のもの	三
並びに下水道終末処理施設		並びに下水道終末処理施設		並びに下水道終末処理施設		並びに下水道終末処理施設		並びに下水道終末処理施設		一
一		五		五		一				一
〇・五		一		一		一				一

鉻含有量	略	溶解性マンガン含有量	略	溶解性鉄含有量	略	銅含有量	略	浄水施設、水産物中	排水量が五十立方メートル未満のもの	三
								浄水施設、水産物中	排水量が五十立方メートル以上のもの	二
含有量	略	含有量	略	含有量	略	含有量	略	浄水施設、水産物中	排水量が五十立方メートル未満のもの	三
並びに下水道終末処理施設		並びに下水道終末処理施設		並びに下水道終末処理施設		並びに下水道終末処理施設		並びに下水道終末処理施設		一
一		五		五		一				一
〇・五		一		一		一				一



クロム	溶解性 マンガン含有 量	溶解性 鉄含有 量	銅含有 量	物油脂 類)	略	亜鉛含 有量	浄水施設 及び水産 物卸売市 場に係る 施設並び に下水道 終末処理 施設	排水量が 五十立方 メートル 未満のも の	排水量が 五十立方 メートル 以上のも の
一	略	略	略			三	浄水施設 及び水産 物卸売市 場に係る 施設並び に下水道 終末処理 施設	排水量が 五十立方 メートル 未満のも の	排水量が 五十立方 メートル 以上のも の
〇・五	一	一	一			一	浄水施設 及び水産 物卸売市 場に係る 施設並び に下水道 終末処理 施設	排水量が 五十立方 メートル 未満のも の	排水量が 五十立方 メートル 以上のも の

クロム	溶解性 マンガン含有 量	溶解性 鉄含有 量	銅含有 量	物油脂 類)	略	亜鉛含 有量	浄水施設 及び水産 物卸売市 場及び水 産物地方 卸売市場 に係る施 設並びに 下水道終 末処理施 設	排水量が 五十立方 メートル 未満のも の	排水量が 五十立方 メートル 以上のも の
一	略	略	略			三	浄水施設 及び水産 物卸売市 場及び水 産物地方 卸売市場 に係る施 設並びに 下水道終 末処理施 設	排水量が 五十立方 メートル 未満のも の	排水量が 五十立方 メートル 以上のも の
〇・五	一	一	一			一	浄水施設 及び水産 物卸売市 場及び水 産物地方 卸売市場 に係る施 設並びに 下水道終 末処理施 設	排水量が 五十立方 メートル 未満のも の	排水量が 五十立方 メートル 以上のも の

含有量	卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		
略	略		

備考

一 略

二 「食料品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第六十三号の二に掲げる特定施設をいい、「動物系飼料等製造業」とは同表第十一号に掲げる業種をいい、「天然ガス鉱業及び天然ガスクミ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業」とは天然ガスに係る同表第一号に掲げる鉱業及び同表第二十七号に掲げる無機化学工業製品製造業であつて、天然ガスクミ上げに付随する塩水を原料として沃素を製造するものをいい、「浄水施設」とは同表第六十四号の二に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第六十六号の三に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第六十六号の四に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第六十六号の五に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第六十六号の六から第六十六号の八までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第六十八号の二に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「指定浄化槽」とは令第三条の二に定める指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「水産物卸売市場に係る施設」とは令別表第一第六十九号の二に掲げる特定施設をいい、「ごみ焼却施設」とは同表第七十一号の三に掲げる特定施設をいい、「産業廃棄物処理施設」とは同表第七十一号の四に掲げる特定施設をいう。

三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設（同表第一号の二及び第七十号の二に掲げる特定施設を除く。）及び平成二十四

四年五月二十五日現在の令別表第一第七十号の二に掲げる特定施設

含有量	中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設		
略	略		

備考

一 略

二 「食料品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第六十三号の二に掲げる特定施設をいい、「動物系飼料等製造業」とは同表第十一号に掲げる業種をいい、「天然ガス鉱業及び天然ガスクミ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業」とは天然ガスに係る同表第一号に掲げる鉱業及び同表第二十七号に掲げる無機化学工業製品製造業であつて、天然ガスクミ上げに付随する塩水を原料として沃素を製造するものをいい、「浄水施設」とは同表第六十四号の二に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第六十六号の三に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第六十六号の四に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第六十六号の五に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第六十六号の六から第六十六号の八までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第六十八号の二に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「指定浄化槽」とは令第三条の二に定める指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設」とは令別表第一第六十九号の二及び第六十九号の三に掲げる特定施設をいい、「ごみ焼却施設」とは同表第七十一号の三に掲げる特定施設をいい、「産業廃棄物処理施設」とは同表第七十一号の四に掲げる特定施設をいう。

三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

1 平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一に掲げる特定施設（同表第一号の二に掲げる特定施設を除く。）

2・3 略

別表第五(第四条)

略	項目  業種又は施設	許容限度	
		平成五年十 二月一日前	平成五年十 二月一日以 降特定事業 を設置し、又 場となつた は特定施設 の設置の工 事に着手し た特定事業 場

備考

一・二 略

三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設(同表第七十号の二に掲げる特定施設を除く。)及び平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一第七十号の二に掲げる特定施設
- 2 略

別表第六(第四条)

略	項目  業種又は施設	許容限度	
		平成十一年 四月一日前	平成十一年 四月一日以 降特定事業 を設置し、又 場となつた は特定施設 の設置の工 事に着手し た特定事業 場

2・3

別表第五(第四条)

略	項目  業種又は施設	許容限度	
		平成五年十 二月一日前	平成五年十 二月一日以 降特定事業 を設置し、又 場となつた は特定施設 の設置の工 事に着手し た特定事業 場

備考

一・二 略

三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一に掲げる特定施設
- 2 略

別表第六(第四条)

略	項目  業種又は施設	許容限度	
		平成十一年 四月一日前	平成十一年 四月一日以 降特定事業 を設置し、又 場となつた は特定施設 の設置の工 事に着手し た特定事業 場

生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	略	四〇	一五
浮遊物質量	略	七〇	三〇
浄水施設及び水産物卸売市場に係る施設	略		
略	略		

備考

一 略

二 「食料品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第六十三号の二に掲げる特定施設をいい、「動物系飼料等製造業」とは同表第十一号に掲げる業種をいい、「浄水施設」とは同表第六十四号の二に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第六十六号の三に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第六十六号の四に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第六十六号の五に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第六十六号の六から第六十八号の八までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第六十八号の二に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは同条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「水産物卸売市場に係る施設」とは同表第六十九号の二に掲げる特定施設をいい、「し尿等のみを処理するもの」とはし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゆう房施設及び健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十条第一項に規定する特定給食施設に設置されるちゆう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいう。

生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	略	四〇	一五
浮遊物質量	略	七〇	三〇
浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設	略		
略	略		

備考

一 略

二 「食料品製造業」とは令別表第一第二号から第十号まで及び第十三号から第十八号の二までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第六十三号の二に掲げる特定施設をいい、「動物系飼料等製造業」とは同表第十一号に掲げる業種をいい、「浄水施設」とは同表第六十四号の二に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第六十六号の三に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第六十六号の四に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第六十六号の五に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第六十六号の六から第六十八号の八までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第六十八号の二に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第五条第一号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは同条第二号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設」とは同表第六十九号の二及び第六十九号の三に掲げる特定施設をいい、「し尿等のみを処理するもの」とはし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゆう房施設及び健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十条第一項に規定する特定給食施設に設置されるちゆう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいう。

- 三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。
- 1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設（同表第一号の二及び第七十号の二に掲げる特定施設を除く。）及び平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一第七十号の二に掲げる特定施設
- 2・3 略

別表第七（第四条）

項目	業種又は施設	許容限度	
		平成十一年四月一日前	平成十一年四月一日以降特定事業を設置し、又場となつた
略	略	場	た特定事業

- 備考
- 一・二 略
- 三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。
- 1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設（同表第七十号の二に掲げる特定施設を除く。）及び平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一第七十号の二に掲げる特定施設
- 2・3 略

- 三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。
- 1 平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一に掲げる特定施設（同表第一号の二に掲げる特定施設を除く。）
- 2・3 略

別表第七（第四条）

項目	業種又は施設	許容限度	
		平成十一年四月一日前	平成十一年四月一日以降特定事業を設置し、又場となつた
略	略	場	た特定事業

- 備考
- 一・二 略
- 三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。
- 1 平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一に掲げる特定施設
- 2・3 略

○水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（昭和五十年千葉県条例第五十号）

（第二条関係）

（令和三年四月一日施行）

改正案

現行

別表第二（第四条）

有害物質の種類	許容限度
略	略

別表第二（第四条）

有害物質の種類	許容限度
略	略

備考

一 略

備考

一 略

- 二 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。
- 1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設

2・3 略

別表第三(第四条)

(一) 第一種水域

項目	業種又は施設		許容限度
	既設の特定事業場	新設の特定事業場	
略			

(二) 第二種水域

項目	業種又は施設		許容限度
	既設の特定事業場	新設の特定事業場	
略			

(三) 第三種水域

項目	業種又は施設		許容限度
	既設の特定事業場	新設の特定事業場	
略			

備考

- 一・二 略
- 三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。
- 1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設(同表第一号の二に掲げる特定施設を除く。)
- 2・3 略

別表第五(第四条)

項目	業種又は施設		許容限度
	平成五年十月一日前	平成五年十月一日以後	
略			

- 二 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。
- 1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設(同表第七十号の二に掲げる特定施設を除く。)及び平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一第七十号の二に掲げる特定施設

2・3 略

別表第三(第四条)

(一) 第一種水域

項目	業種又は施設		許容限度
	既設の特定事業場	新設の特定事業場	
略			

(二) 第二種水域

項目	業種又は施設		許容限度
	既設の特定事業場	新設の特定事業場	
略			

(三) 第三種水域

項目	業種又は施設		許容限度
	既設の特定事業場	新設の特定事業場	
略			

備考

- 一・二 略
- 三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。
- 1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設(同表第一号の二及び第七十号の二に掲げる特定施設を除く。)及び平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一第七十号の二に掲げる特定施設
- 2・3 略

別表第五(第四条)

項目	業種又は施設		許容限度
	平成五年十月一日前	平成五年十月一日以後	
略			

略	項目	業種又は施設	許容限度	
			平成十一年四月一日前	平成十一年四月一日以降
略	略	略	に特定施設を設置し、又場となつた	降特定事業
略	略	略	は特定施設を設置の工事に着手した特定事業場	もの

備考

一・二 略

三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設

2 略

別表第六(第四条)

略	項目	業種又は施設	許容限度	
			平成十一年四月一日前	平成十一年四月一日以降
略	略	略	に特定施設を設置し、又場となつた	降特定事業
略	略	略	は特定施設を設置の工事に着手した特定事業場	もの

備考

一・二 略

三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設(同表第一号の二に掲げる特定施設を除く。)

一及び第七十号の二に掲げる特定施設(同表第一号の二及び第七十号の二に掲げる特定施設を除く。)

略	項目	業種又は施設	許容限度	
			平成十一年四月一日前	平成十一年四月一日以降
略	略	略	に特定施設を設置し、又場となつた	降特定事業
略	略	略	は特定施設を設置の工事に着手した特定事業場	もの

備考

一・二 略

三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設(同表第七十号の二に掲げる特定施設を除く。)

及び平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一第七十号の二に掲げる特定施設

2 略

別表第六(第四条)

略	項目	業種又は施設	許容限度	
			平成十一年四月一日前	平成十一年四月一日以降
略	略	略	に特定施設を設置し、又場となつた	降特定事業
略	略	略	は特定施設を設置の工事に着手した特定事業場	もの

備考

一・二 略

三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設(同表第一号の二及び第七十号の二に掲げる特定施設を除く。)

及び平成二十四年五月二十五日現在の令別表第一第七十号の二に掲げる特定施設

2・3 略

別表第七(第四条)

項目	業種又は施設	許容限度	
		平成十一年四月一日前	平成十一年四月一日以降
略	略	略	略

備考

一・二 略

三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。  
1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設

2・3 略

○水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例(昭和五十一年千葉県条例第四十七号)

改正案

(附則第二項関係)

(公布日施行)

附則(昭和五十一年十二月二十五日条例第四十七号)

1 略

(経過措置)

2 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)別表第一第六十  
四号の二に掲げる特定施設又は同表第六十九号の二に掲げる特定施設(卸売  
市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律  
第六十二号)第一条の規定による改正前の卸売市場法(昭和四十六年法律第  
三十五号)第二条第三項に規定する中央卸売市場として開設された卸売市場

2・3 略

別表第七(第四条)

項目	業種又は施設	許容限度	
		平成十一年四月一日前	平成十一年四月一日以降
略	略	略	略

備考

一・二 略

三 この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。  
1 令和二年六月二十一日現在の令別表第一に掲げる特定施設(同表第  
七十号の二に掲げる特定施設を除く。)及び平成二十四年五月二十五  
日現在の令別表第一第七十号の二に掲げる特定施設

2・3 略

現行

附則(昭和五十一年十二月二十五日条例第四十七号)

1 略

(経過措置)

2 浄水場及び水産物に係る中央卸売市場に対する改正後の水質汚濁防止法に  
基づき排水基準を定める条例の規定の適用については、第二条第三号中「こ  
の条例の施行の日(以下「施行日」という。)」とあるのは「昭和五十二年  
一月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「昭和五十二年一月一日」  
とする。

<p>3 略</p> <p>○水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例（昭和五十七年千葉県条例第三十九号）（附則第三項関係）（公布日施行）</p>	<p>3 略</p>
--	------------

<p>改正案</p> <p>○水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例（昭和五十七年十二月二十三日条例第三十九号）</p> <p>1 略</p> <p>2 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十八号の二、第十八号の三、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十一号の四、第二十三号の二、第五十一号の二、第五十一号の三若しくは第六十三号の二に掲げる特定施設、同表第六十九号の二に掲げる特定施設（卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）第一条の規定による改正前の卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第四項に規定する地方卸売市場として開設された卸売市場に係るものに限る。）又は同表第七十号の二若しくは第七十一号の四に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、第二条第三号中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」とあるのは「昭和五十八年一月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「昭和五十八年一月一日」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>現行</p> <p>○水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例（昭和五十七年十二月二十三日条例第三十九号）（附則第四項）（令和三年四月一日施行）</p> <p>1 略</p> <p>2 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十八号の三、第二十一号の四、第二十三号の二、第五十一号の二、第五十一号の三、第六十三号の二、第六十九号の三、第七十号の二及び第七十一号の四に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の適用については、第一条第三号中「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）」とあるのは「昭和五十八年一月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「昭和五十八年一月一日」とする。</p> <p>3 略</p>
---	---

<p>改正案</p> <p>附 則（昭和五十七年十二月二十三日条例第三十九号）</p>	<p>現行</p> <p>附 則（昭和五十七年十二月二十三日条例第三十九号）</p>
---	--

<p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)別表第一第十八号の二、第十八号の三、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十一号の四、第二十三号の二、第五十一号の二、第五十一号の三若しくは第六十三号の二に掲げる特定施設、同表第六十九号の二に掲げる特定施設(卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)第一条の規定による改正前の卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第四項に規定する地方卸売市場として開設された卸売市場に係るものに限る。)<b>同表第七十号の二に掲げる特定施設(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十九条第二項に規定する自動車の分解整備(道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第三条に規定する分解整備をいう。)を行う事業の用に供するものに限る。)</b>又は同表第七十一号の四に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)の規定の適用については、第二条第三号中「この条例の施行の日(以下「施行日」という。)」とあるのは「昭和五十八年一月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「昭和五十八年一月一日」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)別表第一第十八号の二、第十八号の三、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十一号の四、第二十三号の二、第五十一号の二、第五十一号の三若しくは第六十三号の二に掲げる特定施設、同表第六十九号の二に掲げる特定施設(卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)第一条の規定による改正前の卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第四項に規定する地方卸売市場として開設された卸売市場に係るものに限る。)<b>又は同表第七十号の二若しくは第七十一号の四に掲げる特定施設のみを設置する特定事業場に対する改正後の水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例(以下「改正後の条例」という。)</b>の規定の適用については、第二条第三号中「この条例の施行の日(以下「施行日」という。)」とあるのは「昭和五十八年一月一日」と、同条第四号中「施行日」とあるのは「昭和五十八年一月一日」とする。</p> <p>3 略</p>
---	---